

平成22年第9回教育委員会 定例会会議録

平成22年9月16日

東久留米市教育委員会

平成22年第9回教育委員会定例会

平成22年9月16日午前10時00分開会
教育センター5階 第3会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について
 - (4) 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について
 - (5) 議席の指定について
 - (6) その他
 - (7) 諸報告
 - ①平成22年第3回市議会定例会について
 - ②平成22年度の2学期以降の指導室事業について
 - ③東久留米市立生涯学習センター利用者アンケート結果について
 - ④第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について
 - ⑤東部地域（第四小学校）のその後の状況について
 - ⑥その他
 - 市立中学校生徒の全国大会出場について
 - 「学校給食の危機管理マニュアルH22」の改訂について
 - 「資料1 市民と共に歩む図書館をめざして～東久留米市立図書館のめざすもの」および「資料2 『市民と共に歩む図書館をめざして～東久留米市立図書館のめざすもの』について出された図書館協議会委員の意見」について
 - 「平成22年度東久留米市確かな学力を育むための調査結果概要」について

出席委員（5名）

委員長 榎本隆司	第二職務代理 矢部晶代
委員 松本誠一	教育長 永田昇

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長 鹿島宗男	総務課長 下川尚孝
指導室長 片柳博文	学校適正化等 担当課長 桑原茂
学務課長 稲葉勝之	図書館長 高梨頭彦
統括指導主事 末永寿宣	指導主事 工藤和志
指導主事 間嶋健	教育部主幹 山下一美

事務局職員出席者

庶務係長 鳥越富貴	庶務係 岡崎毅
-----------	---------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成22年第9回教育委員会定例会を開会する。本日は井上委員が欠席であるが定足数を満たしており、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。本日の議事日程はご配布のとおりである。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は4番松本委員にお願いする。
-

◎会議録の承認

- 委員長 7月5日開催の第7回定例会および8月3日開催の第4回臨時会の会議録についてはいずれもご覧いただいているので、よろしければ承認をいただきたい。異議なしと認め、いずれの会議録も承認された。

8月18日開催の第8回定例会の会議録については、後ほど配布するのでご確認いただきたい。

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 本日の議案第40号は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないことすることをお諮りする。全員挙手であり、公開しない会議とする。
-

◎傍聴の許可

- 委員長 本日、傍聴者はおいでになるか。
○総務課長 おいでにならない。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

◎東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について

- 委員長 日程第3、「議案第41号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

- 教育長 「議案第41号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年9月16日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、就学指定学校の変更ににかかわる承認の基準を改正する必要があるためである。詳細については学務課長から説明する。

- 学務課長 この規則改正は第7条第2項に定める別表第4の就学指定学校の変更ににかかわる承認の基準と、同じく第7条に定める指定学校変更申立書を一部改正するものである。新旧対照表をご覧いただきたい。種別の中で調整区域を除いて、住所の変更・放課後の監護・兄弟姉との関係・教育的配慮・その他等の種別において、実態に合わせた内容に変更している。申立書の大きく変わった点は「理由」である。現行では「できるだけ具体的に記入してください。参考資料がある場合は添付してください」となっている。改正案では「承認の基準」の中で種別をあらかじめ明記することにより、申請者は理由の欄にチェックを入れるだけで

済み、申請手続の簡素化を図っている。そのほか、児童・生徒名のふりがなを新たに加えたこと、指定学校変更の条件として「通学については保護者が責任を持って指導監督すること」「承認の期間経過後は指定学校に就学する」という条文を追記している。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 実態に合った規則になり、申請する方が記入しやすいフォーマットになるのはとても良いと思う。新しい申立書の「理由の」その他には具体的に記入するスペースがないが、別途添付するのか。
- 学務課長 従来もそうであったが、別紙で理由をつける方が多いため、引き続きそういう形で申請を受け付けたいと思っている。
- 委員 申請したい方は窓口に行って書類をもらい、その際に「具体的なものがあれば添付してください」という説明を受けるのか。
- 学務課長 そうである。窓口で説明した上で、改めて別紙をつける場合については後日再提出していただいて、申請を受け付けることになる。
- 委員長 これで質疑を終了し、討論に入る。討論なしと認め採決に入る。「議案第41号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第41号は承認することに決した。

◎東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について

- 委員長 日程第4、「選挙第1号 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「選挙第1号 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条並びに東久留米市教育委員会会議規則第6条及び第7条の規定に基づき、委員長及び委員長職務代理者の選任を願う。平成22年9月16日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、委員長及び委員長職務代理者の任期満了に伴う退任により、新たに当該職の選任を行う必要があるためである。任期は平成22年10月12日から平成23年10月11日までである。
- 委員長 続いて、選挙方法について事務局から説明を求める。
- 総務課長 今回の選挙は榎本委員長の任期が10月11日までであることにより、委員長選挙を行うものである。また、職務代理者についても、東久留米市教育委員会会議規則第7条第3項により、その指定のときから次の委員長選挙までとなっており、併せて選挙を行うものである。いずれも任期は平成22年10月12日から平成23年10月11日までの1年間である。選挙方法は東久留米市教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票によるものとする。白票は無効票として取り扱い、有効投票数の最多数を得た方が当選者となる。初めに委員長選挙、次に第一職務代理者選挙、第二職務代理者選挙の順で行う。選挙に先立ち、投票の立会人の指名をお願いしたい。立会人については前年の委員長選挙までは教育部長に依頼していたが、今回の選挙から、会議規則の第27条第2項により委員長により委員の中から1名の指名をお願いしたい。
- 委員長 立会人の指名については永田委員をお願いする。
- 教育長 はい。
- 委員長 それでは委員長選挙に入る。投票用紙をお配りいただき、投票をお願いしたい。
(投票用紙配付・投票)
- 委員長 立会人の前で開票をお願いする。

(開 票)

○委員長 立会人にご確認をいただいたところで、投票結果を報告いただきたい。

○総務課長 委員長選挙の投票結果を報告する。総投票数4票、うち有効投票数4票、白票ゼロ。榎本委員4票である。

○委員長 報告のとおり、私が委員長に決定した。ご確認いただきたい。

続いて、委員長第一職務代理者の選挙に入る。投票用紙をお配りいただき、投票をお願いしたい。

(投票用紙配付・投票)

○委員長 立会人の前で開票をお願いする。

(開 票)

○委員長 立会人にご確認いただいたところで、投票結果を報告いただきたい。

○総務課長 第一職務代理者選挙の投票結果を報告する。総投票数4票、うち有効投票数4票。井上委員4票である。

○委員長 報告のとおり、井上委員が委員長第一職務代理者に決定した。ご確認いただきたい。

続いて、委員長第二職務代理者の選挙に入る。投票用紙をお配りいただき、投票をお願いしたい。

(投票用紙配付・投票)

○委員長 立会人の前で開票をお願いする。

(開 票)

○委員長 立会人にご確認いただいたところで、投票結果を報告いただきたい。

○総務課長 第二職務代理者選挙の投票結果を報告する。総投票数4票、うち有効投票数4票。矢部委員3票、松本委員1票である。

○委員長 矢部委員3票、松本委員1票ということで、矢部委員が第二職務代理者に決定した。ご確認をいただいたところで、選挙を終わる。

◎議席の指定

○委員長 日程第5、議席の指定について。事務局から説明を求める。

○総務課長 各委員の議席については、東久留米市教育委員会会議規則第4条により、くじで定めることになっている。委員長は1番、教育長は3番の既定席であるため、2番、4番、5番の席について、くじで決めさせていただきたい。なお、くじを引く順番についてはそのためのくじを引くことは省略し、2番矢部委員、5番松本委員の順番でお願いしたい。

○委員長 それでは、くじを引いていただきたい。

(くじ引き)

○総務課長 くじの結果について報告する。矢部委員が4番、松本委員が2番、井上委員が5番となった。

○委員長 矢部委員が4番、松本委員が2番、井上委員が5番に決定した。次回から心新たにして席についていただき、従前どおり、あるいはそれに増してお務めいただきたい。

◎その他

○委員長 日程第6、その他に入る。事務局から何かあるか。

○総務課長 特にない。

◎諸報告

○委員長 日程第7、諸報告に入る。「①平成22年第3回市議会定例会について」、説明を求める。

○教育部長 報告資料1をご覧いただきたい。平成22年第3回市議会定例会が9月2日から22日までの21日間の予定で、現在開催されている。教育委員会関連の議案は「第49号 東久留米市基本構想の制定について」「第50号 東久留米市教育振興基金条例」「第51号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例」である。第49号は即決で可決されているが、第50号は総務委員会において継続審議すべきもの、第51号は文教委員会において全員賛成で可決すべきものと決している。この二議案については22日の本会議最終日に採決される。

続いて、教育関連の一般質問について説明する。白石議員の質問は「防災行政について」ということで、「地域や専門家等の協力を得て防災教育を行い、子どもたちの防災意識を高めることに効果を上げている事例がある。学校における防災教育の取り組みについて見解を伺う」というものである。これについては「学校に対して優れた実績事例の紹介や、地域の関係諸機関等の協力が得られるよう連絡調整を行うなど、必要に応じて情報提供や支援をしていく」と答弁している。同じく、「図書館行政について」ということで、「図書館の運営はさまざまな図書館とのネットワーク化が重要であり、市民との連携、学校図書館への支援や地域行政資料の収集、保存および提供などの一貫した考えの下に継続性がある運営が必要ではないか」という質問を受けている。これについては、「図書館の運営管理については市立図書館のあり方が最終的にまとまりつつあり、その後教育委員会内部での検討委員会の結果を受けて判断していくこととなる」と答弁している。同じく、「学校司書配置の検討を具体的に進めてもらいたい」という質問を受けている。これについても、「学校図書館の運営に当たる学校司書の配置については、教育委員会の意見を十分に伺った上で判断していきたいと考えている」と答弁している。間宮議員の質問は「特別支援教育について」である。

「東京都では特別支援教育の第3次計画実施計画案を現在策定中であるが、その方向性について、および本市の特別支援教育がどのように変わっていくのか」「特別支援教育には就学前機関と就学後の対応などが必要と考えるが、本市ではどのように行っているのか」「本市の特別支援教育は第三小学校のすずかけ学級をはじめ多くの児童・生徒が在籍しているが、今後の増設予定について」「本市に開設されていない言語・難聴学級について、今後の開設予定等について」の4点の質問を受けている。1点目については、東京都の計画について答弁した後、「東京都の計画期間は平成23年度から28年度までの6年間で、既に公表された骨子案の今後のスケジュールでは、9月上旬までにパブリックコメントを受け、10月上旬ごろまでに計画を発表することになっている。現在正式に公表されていないため、公表された時点で市も検討していきたい」という答弁をしている。2点目については、「特別支援コーディネーターが中心となって、就学前機関との連携を進めていきたい」と答弁している。3点目については、「固定学級については市の中部地域の学校に新たに特別支援学級を開設するために、現在検討している」と答弁している。4点目については、「現在難聴・言語学級の開設については市財政当局をはじめ、東京都の関係機関と調整しながら、設置について検討していきたい」と答弁している。糸魚川議員の質問は、「公立学校の校舎の整備について」および「教育に対する助成・補助について～学校の部活動の補助金の交付や全国大会、関東大会に出場する場合の予算及び補助金の基準などがどうなっているのか」「少人数学級について～文部科学省は公立小・中学校の少人数学級化の計画を発表したが、今後どうなっ

ていくのか」「生涯学習センターについて～指定管理者の person 費、利用者アンケートの実施状況、施設の磁気ループを設置する考え方」等である。1点目については、「現在、体育館の耐震補強工事を行っているが、今後大規模改修を行うに当たっては、今までの実績から推定すると2～3億の費用がかかっていることも加味しながら財政と協議して計画を進めていきたい」と答弁している。2点目については、「顧問の一人分については全額支払われているが、その他引率する先生やコーチについては対象となっていない。これは東京都の基準によっているが、東京都の基準を踏まえて検討していきたい」と答弁している。3点目については、「東京都や国の動向、教職員定数改善計画の進捗状況などを注意深く見守りながら少人数指導等の対応に当たっていく」と答弁している。4点目については、「指定管理者の人員配置については適正に管理されていると考えている」と答弁し、利用者アンケートについては、「利用区分を一枠増やして新たな枠をつくったことに関する利用者の意見をいただいている」と答弁している。磁気ループについては、「東京都の新たな障害者対策として21年度にバリアフリー法が改正されたが、生涯学習センターを改修したときにはまだその改正案が出ていなかったため、今後、改正案等も含めながら検討、調査研究していきたい」と答弁している。篠原議員の質問は「40人学級から35人学級への移行計画について」であるが、糸魚川議員と同様の答弁をしている。同じく、第五小学校の移転計画についての質問を受けているが、「児童数の増加に伴う教室の不足を懸念して、教育委員会ではシミュレーションを行い、既存施設での対応が可能かどうか検討するということであったが、現在の進捗状況はどうか」ということである。同じく、耐震化の進捗状況については「各学校の施設は築40年を経過しており、外壁などを見ても老朽化が激しくなっている。耐震化を優先的に進めているのは承知しているが大規模改修工事が実施されない学校もあり、再開すべきと思う」という質問である。さらに、今年の異常な暑さの中でのクーラーの設置についての質問を受けている。第五小学校の移転計画については、「移転新築は一つの選択肢として検討してきたが費用が多額であることや、教育環境情勢がさまざまに変化してきている状況において、当面は市内全校の一定の改修、補修等の施設延命措置を図りながら、毎年度児童数の状況を的確に把握していきたいと考えている」と答弁している。そういうことを加味しながら十分に考えた結果として、「現在の建物で、特別教室の転用・増築により対応していきたい」と答弁している。耐震化については「今後は、大規模改修の実施の確保の観点からも順次整備を進めていくことが重要と考えている」「大規模改修については耐震補強が終わり次第、計画を実施していきたいと考えている」と答弁している。クーラーの設置については、「設置状況については23区は既に100%という報道もあり、区部との格差については市長会や都市教育長会において今後も支援を要望していくという考え方である。今年も故障等が多発したが、予算については財務部と十分協議しながら対応していきたい」と答弁している。富田議員の質問は「未就学児を対象にした、主に寄贈図書で対応する図書室の設置について」である。「市立図書館では各図書館の窓口の本をお持ちいただければ受け付けている。その寄贈図書で設置する図書館については、現在、わくわく健康プラザや児童館等で設置しているので、特に教育委員会としては検討していない」と答弁している。宮川議員の質問は「図書館の指定管理者の導入について」ということで、「市長は図書館を公務員で運営すべきと考えるか、民間でも可能と考えるか」ということである。「図書館については、現在教育委員会でアウトソーシングも含めて検討を進めているが、まずは図書館のあり方についての考えをまとめ、今後この報告を受けて、市立図書館をどのように運営管理していくのか検討に入るための準備を始めているということであり、(市長としては)教育委員会の考え方

を尊重する」という答弁をされている。津田議員の質問は「特別支援学級における言語・難聴学級について」であり、間宮議員と同様の答弁を行っている。阿部議員の質問は「小・中学校のプールの清掃について～EMの活用を」で、「各学校での清掃の状況とEMの活用を市として取り組んでもらいたい」というものである。「各学校は5月～6月にかけてプール清掃に取り組んでおり、高圧の洗浄機やたわし、ナイロンブラシ等でプールを洗っている」と答弁している。EMについては、「大門中が特色ある学校づくり教育活動の一環として平成20年度から開始しており、先日行われた教育活動実践報告会における発表では、学校全体で取り組みをしている」と答弁している。また、「EMを使った実験結果としては、水がきれいになった、悪臭・ヘドロがなくなった、以前より汚れの落ちがよくなったという報告もあるが、一方で時間や手間がかかったり、プール槽内の材質によっては汚れが落ちにくい部分があるなどという意見もあり、教育委員会としては今後、清掃作業での課題は残るものの、環境学習や環境浄化といった側面からも大門中の実績を参考にして研究を進めていきたい」と答弁している。沢田議員の質問は、学校の適正化についてであり、「第四小学校が平成24年3月末をもって閉校予定であり、今後は東中学校の少人数化も進み、第四小学校と同じ課題が生じてくると懸念されるが、東部地域の中学校の再編成計画はどのようになっているか」という内容である。これについては「東部地域は今後さまざまな環境変化が予想され、それに伴っての教育環境も変化していくものと推測できる。東部地域の中学校の再編成については、今後の環境変化を十分に見定めながら検討していきたい」と答弁している。野島議員の質問は「スポーツ施設の充実について」ということで、「廃止になった新川テニスコートの代替について」「国体競技施設の進捗状況について」という内容である。新川テニスコートについては、「身近な地域に新たにテニスコートを確保できないか、具体的な検討を進めている」と答弁している。国体については、「東京国体を契機として、新しいクライミング施設を造ることは市のスポーツの振興を図る上で、特にスポーツ施設の充実という点からも一つの方向性であると考えているが、反面、建設費の市の持ち出し分や維持管理費、将来的に発生するであろう修繕費用を優先的かつ確実に確保できるかが問題である。また、建設予定地がスポーツセンター駐車場ということもあり、代替の駐車場を確保するにしても、経費については東京都の補助対象とならず、財源が必要となってくる。さらには、市のスポーツ施設を利用して活動されているスポーツ団体や愛好者を含め、市民の理解も必要と考えている。このような条件の下で、今後山岳関係団体からのご要望がある中で、関係機関と協議・調整を図りながら、早い段階で結論を出せるように努めていく」と答弁している。同じく、学校のいじめ問題についての質問を受けている。「小・中学校において、いじめが原因とされる痛ましい事件や不登校など、児童・生徒の健全育成上の問題が生じていると聞いている。2学期のスタートに当たり、児童・生徒が笑顔で学校に通えるよう、教育委員会はどのように対応していくのか」という内容であるが、「新学期のスタートに当たっては、改めてこの問題の重要性を認識し、学校に対しては児童・生徒の実態把握に努め、いじめの兆候をいち早く発見して迅速に対応するよう指導を徹底していく。また、いじめの問題が発生した場合には、その問題を隠さず、学校と教育委員会との連携を密にするとともに、家庭、地域や関係機関との連携を図って適切に対応していく」と答弁している。小山議員の質問は「第四小学校の閉校および公立中学校の適正化について」ということで、「第四小学校は平成24年3月末で閉校予定であるが、閉校後の校舎および学校敷地の利用計画はどうなっているのか。平成19年度に策定された基本プランのとおり実施するのか」「新座市に所在する東中の体育館の耐震補強等の状況は」「基本プランでは西部地域の下里小学校の再編成

についても述べているが、今後どのようにしていくのか」という質問を受けている。1点目の東中学校の体育館耐震補強については平成23年から24年にかけて計画されているが、平成19年度の基本プランでは移転計画が示されている中で、予算の二重投資にならないように検討している。第四小学校の土地利用についてはさまざまな環境変化も含めながら検討していく」と答弁している。また、西部地域の下里小学校の再編成計画については、「平成19年の基本プランでは、中部地域および東部地域の動向を踏まえた上で実施していくことが明記されている。現在、東部地域の第四小学校を平成24年3月末に閉校できるよう準備を進めており、この進捗状況により検討していきたい」と答弁している。

続いて、「請願第56号『東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアル』の改訂を求める請願」をご覧いただきたい。これについては文教委員会において全員賛成で採択すべきものと決しており、同じく22日の本会議最終日においても採択されるものと考えている。

続いて、補正予算についてである。教育関連の3ページをご覧いただきたい。教育振興基金積立金、教育センター費、学校適正化事業費、教育振興費の小・中学校費である。これについては昨日開かれた予算特別委員会において、「修正可決」で可決すべきものと決した。同じく22日の本会議最終日に採決されるものと思う。修正については、財政調整基金の積立金が10億2,000万であるが、これが約6億円に減額され、現在4億3,000万の教育振興基金積立金が約8億5,000万円に増額されるというものである。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○教育長 議案について若干補足説明をする。議案第49号は議員も加わった基本構想を検討する審議会の中で決まったものであるが、これまでと一番大きな変更は基本構想の1ページにあるように、今までの長期総合計画での将来の都市像が「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」というフレーズから、「“自然 つながり 活力あるまち”東久留米」に変わったことである。もう一つは議案第51号の第四小学校の閉校にかかわる条例については文教委員会では全会一致で可決されており、本会議でも全会一致で可決されるだろうと思っているが、残念ながら第八小学校については若干の反対があった。従前から教育委員長をはじめ教育委員さんからは「丁寧な対応をするように」とご指摘をいただいております、部長、担当課長、係長に保護者と丁寧に話し合いをしてきてもらった結果だと思っている。また、補正予算については最終的に決定していないが、教育振興費が4億3,000万円から8億5,000万円と増額になっており、おそらく本会議で議決されると思う。しかし、教育振興基金条例は継続審査になっており、最終日には修正するのか、あるいは否決して12月に出し直すことになるのかまだ先が見えていない。いずれにしても補正予算は可決され、基金条例についてはいずれかの段階で成立するだろうと思っている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「②平成22年度の2学期以降の指導室事業について」説明を求める。

○指導室長 報告資料2をご覧いただきたい。9月末の運動会から始まり、来年の2月16日の授業改善研究会並びに小・中連携教育課程委員会報告会まで、九つの事業が予定されている。必要に応じてご案内を差し上げ、総務課を通じて出欠等を確認させていただきたい。

○委員長 この件は以上にとどめ、続いて、「③東久留米市立生涯学習センター利用者アンケート結果について」、説明を求める。

○教育部長 報告資料3をご覧いただきたい。先日、利用者懇談会を行い、アンケート結果を示した。「生涯学習センターの印象について」は「大変良い」が10.7%、「良い」が44.6%で、約55%の方が良い印象を持たれている。「窓口およびスタッフの対応につい

て」は「大変良い」が24%、「良い」が48.8%で、約70%の方が良いと答えている。「休館日が毎週月曜日から月1回になったことについて」は「大変良い」が44.6%、「良い」が43.8%で、約90%の方が喜んでおられる。「利用区分が増えたことについて」は「大変良い」が12.4%、「良い」が39.7%ということで、おおむね今回の生涯学習センターに関しては良い方向で進んでいると考えている。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 午後の利用区分についてだけは若干賛成ではないご意見が目立つが、個々に具体例は書かれているのか。
- 教育部長 公民館の場合は3枠で利用区分を決めていたが、生涯学習センターでは4枠になっている。それについては議会等でもいろいろ意見が出た。「今まで一つだった午後の時間帯が二つに区分されると利用しにくくなるのではないか」という意見もあったが、多くの方に利用していただきたいということで、利用枠を増やしたものである。この区分に関しては、半分以上の方のご意見が現在は「良い」ということであるが、さらにこの利用区分については見守っていかねばならないと考えている。利用者が増えている現状からして、おおむねうまくいっていると考えている。
- 委員 数字的には過半数を超えているので、おおむね良しとは思いますが、「悪い」「大変悪い」というご意見もあるので、その方がどういう理由で言っているのか。使い方によっていろいろご意見があるのは当然ですべての方に満足していただけるのは難しいが、何か特別な理由があれば伺いたい。
- 教育部長 ご指摘の点は利用区分の時間帯の問題だと思う。12時40分から15時40分までと、15時50分から18時50分までとなっているが、利用者の意見ではむしろ中間帯というか、2時から3時までというような時間帯を使いたいという意見があった。ただし、その枠に関しては別の意見もある。いろいろなご意見を考えた中で実際に4枠にしてみたところ、このようなアンケート結果が出ているのでうまくいっていると考えている。
- 教育長 先日、第1回目の生涯学習センター利用者懇談会が開催されたときにこのアンケート結果を報告しているが、意見は出ているのか。
- 教育部長 その席でもアンケート結果の報告をしており、同じく、「いろいろな利用区分がかえって使いにくくなっているのではないか」と懸念されている方もおられた。ただし、多く利用したい方と今までどおりのほうが良いという方もいる。「利用区分を増やしたことに関しては、おおむね了解いただいていると考えている」とそのときも申し上げている。
- 委員 二つに分けてその間の時間を使っていた方々の個々の意見であると了解した。実際には、利用時間が長くなっているので、とても使いやすいと思う。「愛称を募集することについて」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせるとかなり多数を占めているが、これを受けて動くのか。
- 教育部長 指定管理者は「ネーミングライツを行うよりも、まずは新しく生涯学習センターという名前になったことを広めて、様子を見ていきたい」ということであり、教育委員会としても考えながら進めていきたいと考えている。
- 委員 ネーミングライツということではなく「愛称」という意味である。生涯学習センターと一々言わなくてはいけないのを不自由に感じる方も多くおいでになる。今までは「公民館で何時」という言い方が定着していたが、「生涯学習センターで」というと、時折、「生涯学習課で」と勘違いされる方もおいでになると聞いている。「生涯学習センター何々」というネーミングライツではなく、生涯学習センターではあるが、例えば「かがやき」とか「ひ

かり」とか、いわゆる愛称があってもより愛される施設になると思うので、併せて検討いただきたい。

- 教育部長** 今後検討していきたい。
- 委員** スポーツセンターは「スポセン」と言われている。
- 委員長** 「生涯」を省略して「学習センター」はどうか。
- 委員長** 「公民館」は正式には「東久留米市中央公民館」だった。「学習センター」で通れば、普通はそれで使わせてもらえばいいのではないか。「わくわく健康プラザ」も当初は何だと思ったが、今では案外馴染んできている。愛称があればそれはいいと思う。
- 教育長** 公の施設の名称変更は結構難しい。今まではバス停で「中央公民館前」という名称を使っていたので「生涯学習センター前」になるのかと思っていたが、「中央図書館」は当分名称が変わらないと思われたようで、「中央図書館」に変更されている。公共施設は一つの目安になるので、名称変更には気配りをしなければいけないと思う。
- 委員長** この件は以上にとどめ、「④第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について」の説明を求める。
- 学務課長** 9月1日付で市のホームページ及び9月1日号の広報ひがしくめで業者を公募している。本日はホームページの一部を資料として配付している。応募期間は9月21日必着である。提出物と提出部数についてはほぼ昨年と同様である。本日現在の応募状況は2社であるが、提出期限が21日のため、昨年の第七小学校のときもそうであったが、最後の3日間に集中して応募があると思っている。今後の予定であるが、10月中旬に第1次選考の結果通知を出し、11月3日の祝日に、第2次選考のプレゼンテーションを実施したいと思っている。11月中旬に第2次選考の結果を通知し、12月上旬に契約の締結を考えている。
- 委員** 「選考に当たって考慮してほしいことについて、保護者からも意見を求める」という話があったが、その後、両校からはPTAを通してご意見等は寄せられているか。
- 学務課長** PTAからは特に要望はないと伺っている。
- 委員長** この件は以上にとどめ、「⑤東部地域（第四小学校）のその後の状況について」の説明を求める。
- 学校適正化等担当課長** 先般、9月13日に第四小学校の保護者代表と話し合いを行った。内容は8月の教育委員会定例会でも報告したが、8月に統合準備連絡会を開催したことである。このときの保護者の一番の関心事は来年度の新1年生の入学についてで、先に転学先に行くことを認めるかどうかということであった。参加者は第四小学校校長、副校長、保護者代表3人の方である。教育委員会の考え方として、「来年度の新1年生については第四小学校に入学していただくことが原則ではあるが、強制はできないだろう」と伝えたところ、保護者代表からも、「原則はそうであるが、どうしても先に行きたいという要望がある方については拒めないだろう」ということで、おおむね了解をいただいた。この件については10月以降になると思うが、新1年生の保護者に対する説明会を設けさせていただきたい。その際、会場は第四小学校になると思うが、同校校長や保護者にも出席していただく予定である。次に、第四小学校・第六小学校・神宝小学校の校長がメンバーである3校連絡会についても、同定例会で報告したが、最初に第四小学校の保護者代表に出席していただいて、直接、要望や意見を伺う機会を設けることを考えている。現在、第四小学校の保護者の意見や要望を取りまとめている。次に、3回目の統合準備会についてであるが、9月29日の午後7時から、第四小学校で開催される予定である。テーマは9月議会の閉校条例についての報告、および閉校後の地域の防災・防犯について等が議題になると思う。

○委員長 何か伺うことはあるか。
○教育長 新1年生の保護者説明会を開催するということであるが、何人ぐらいおいでになるのか。

○学校適正化等担当課長 名簿では16名である。

○委員長 この件は以上にとどめる。次に、事務局から何かあるか。

○総務課長 市立中学校の全国大会の出場について報告する。8月17日から広島県で開催された第39回全国中学校ハンドボール大会に、西中学校ハンドボール部女子と男子がいずれも出場を果たしている。同校ハンドボール部は東京都の大会でアベック優勝を果たし、続く関東大会では女子が優勝、男子が3位という成績であった。全国大会では、女子が2回戦まで勝ち進んだが、男子は残念ながら1回戦で敗退であった。

また、8月20日から福岡県で開催された「全国中学校総合文化祭福岡大会」に、南中学校演劇部が参加している。この大会には演劇のほか音楽や郷土芸能、合唱等の分野からも参加があったということである。日ごろから楽しみながら練習を行う南中学校の演劇部が、全国大会でも持てる力を存分に発揮したところである。なお、この大会に順位づけはない。全国大会という大きな舞台に参加することは、子どもたちにとって貴重な経験である。今後もそれぞれの分野においてさらなる活躍が期待され、教育委員会としてもこうした部活動の活性化や保護者の負担軽減を目的として、関東大会や全国大会に出場する際には宿泊・交通費等については部活動の補助金としてほぼ満額の交付をしている。今後もこうした大会等の参加に対して、できる限りの支援をしていきたいと考えている。

○委員長 この件は以上にとどめ、続いての説明を求める。

○学務課長 「学校給食の危機管理マニュアルのH22改訂について」報告する。資料をご覧ください。危機管理マニュアルについては今議会の請願で、ヒヤリハット事例に対する改訂についての要望が出ている。また、全小・中学校の保護者が集まる学校給食運営協議会からも同様のご意見をいただいている。その席上でも、「次回の改訂時には反映させたい」という認識を持っている」と回答している。資料の「2 事故別報告対象基準表」の中で、「給食事故が発生した際の報告対象範囲は次のとおりとする。なお、ヒヤリハット事例は対象に含まない」としていたが、この「なお、ヒヤリハット事例は対象に含まない」を削除して、3番目に「ヒヤリハット事例の公表」を掲載している。「被害が発生しなかったヒヤリハット事例のうち、給食が提供された後に児童・生徒により発見・除去されたケースについては、発生日、学校名、献立名、混入物を市のホームページにて随時公開するものとする」とした。裏面には、ヒヤリハット事例を公表する場合の参考事例を掲載している。

続いて、異物混入の事故報告をする。9月8日の水曜日、南町小学校で緑色のビニール状の糸のようなものが混入していた。長さ4cm程度のものがコマツナに混入していたのであるが、市場でコマツナを洗浄する際に洗浄ブラシの一部が破損して混入したものであることが判明した。現在、野菜については給食では3回洗いを原則としているが、その場で調理員の指に付くという状況があったため注意して除去したところであるが、除去しきれなかった一部が南町小学校で提供されてしまった。親校である第五小学校からは報告はなかったが、両校の保護者に対しては、教育委員会と学校との連名で文書を送付するということで調整している。また、9月10日の金曜日に、第十小学校で提供されたプルーンに虫が入っていた。この虫はスモモヒメシンクイであることが判明している。納入元の長野県の飯山中央市場に確認したところ、無農薬や減農薬の際に多く見られる虫ということである。果物に直接卵を産んで住み着く虫のため、衛生上は問題ないとの報告は受けているが、学務課からも多摩小

平保健所に確認したところ、「健康被害を引き起こすという事例はない」という報告は受けている。第十小学校については、9月13日の月曜日、同じくインゲンに虫がいるという状況があったが、直ちにインゲンの使用を中止し、出さないで給食を実施した。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○図書館長 本日、「資料1 市民と共に歩む図書館をめざして～東久留米市立図書館のめざすもの」および「資料2 『市民と共に歩む図書館をめざして～東久留米市立図書館のめざすもの』について出された図書館協議会委員の意見」をお配りしている。図書館は平成21年3月の「第三次東久留米市行財政改革基本方針 行財政改革プラン（改訂）」において、「図書館の管理運営に関するアウトソーシング導入への取り組みを検討すること」とされた。図書館としては、アウトソーシングの導入を検討するにしても、「これからの図書館をどのようにしていくのか、サービスをどのように展開していくのか」をはっきりさせないことには検討に入ることができないと判断し、今後のあり方について内部検討を進めてきた。その結果が、資料1の報告書である。これについては原案が固まった時点で東久留米市立図書館協議会に提出し、4回にわたって意見をいただいた。その際、協議会から「協議会としての意見を何らかの形で出したい」という申し出があり、その意見をまとめたものが資料2である。資料1は東久留米市立図書館のあるべき姿をまとめたものであり、現在行っているサービスの延長上にあるものをさらに発展させていくという内容になっているため、運営に関する表現では「直営」とか「アウトソーシング」等の言葉は入れていない。A3横になっているページは、内容を分かりやすく図にしたものである。「1 図書館の基本理念」としては「地域を支える図書館として、今後存在していく」ということである。図書館をどのように展開していくのかということで、2番目に「地域社会と図書館」では（1）図書館はまちの情報拠点である、（2）図書館は市民とのパートナーシップによって発展していく、（3）図書館は生涯学習の中核施設であるということを挙げている。3番目に、2番目の3点を具体的に展開していくための11項目を挙げている。次のページからは、このことについての詳しい内容を示している。6ページには東久留米市立図書館の歴史として、開館以来の流れを簡単にまとめている。

続いて、「資料編」として、公立図書館としての法的な位置づけ等について示している。10ページには「現在の図書館業務の水準」があるが、多摩地区と近隣の図書館を数字で比較したものである。本市の図書館は数字的にも少し低いという結果が出ている。11ページには、開館以来の貸出点数・蔵書数の移り変わりをグラフにしたものを掲載している。1979年が中央図書館の開館で、今年が31年目になる。その後、滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館がいずれも現在の地域センターの中に地区館として開館している。現在の貸出件数は95万点前後である。12ページには21年度の登録者数を町丁別にまとめている。13ページには図書館の蔵書数と貸出件数について、開館したときからポイント的に載せてある。資料の6は職員体制の変遷ということで、正規職員や嘱託職員の人数の移り変わりについてポイント的に載せている。14ページから15ページにかけては「市立図書館の歩み」として、詳しく年代を追って載せてある。16ページの「図書館像」には、文部科学省がまとめた「これからの図書館のあり方検討協力者会議」の報告書をモデルにし、本市の図書館に当てはめてつくったものである。

次に、資料2をご覧いただきたい。これは、資料1に対する協議会委員の意見を原文どおり載せたものである。1ページには協議会委員長である学芸大学教授の山口先生が全体意見をまとめて、図書館協議会の意見の概要を述べられている。3ページから、各委員の意見を

そのまま載せてある。図書館のあり方がまとまったので、今度はこれを基に具体的な検討に入る予定である。大まかな内容としては、一つは長いこと懸案になっていた開館時間の延長がどういう形でできるのかということである。滝山図書館が休館したときに臨時窓口を設けたところ結果が好評だったこともあり、そのような形で窓口をどこかに設けることができなかつたということも併せて検討したいと思っている。次に、大きい課題であるアウトソーシングについてであるが、いろいろな方法があるので、どういう方法が本市にとって適しているのか、命題である経費節減も含めた形で検討していきたいと思っている。さらに、現在の図書館の体制を見直そうということもあり、地区館の滝山・ひばり・東部については、民間委託なども含めた運営についての見直しも考えている。最後に、「地域に根差す図書館」の絡みで、「本市に関する歴史と文化に関する資料や情報を未来に残していくのも図書館の重要な役割であろう」という判断の中で、その体制づくりを考えていきたいと思っている。当然、このことは図書館だけでできる問題ではないため、教育委員会や市長部局も合わせた公文書館をイメージした形で考えてみたいと思っている。以上のことをこれから検討して、できるだけ早いうちに一定の結論を出したいと思っている。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 資料1は「案」となっているが、資料2では原案についての意見となっている。原案やそれについての意見を踏まえてできたのがこの「案」なのか。
- 図書館長 そうである。最初に出た「原案」に対していろいろな意見が出され、取り入れられるものを加えて修正し、最終的にまとまったものがこの「案」である。
- 委員 この中には資料2のいろいろなご意見が反映されているのか。
- 図書館長 そうである。「意見書」は、別の形で協議会委員が「こういう意見があったことを表明したい」ということであったため取りまとめている。
- 委員長 反映していない部分も相当あるようだが…。
- 図書館長 協議会委員は「これは永遠のテーマである」と話をされている。
- 委員長 資料2を見るとそうだと思う。
- 委員 かなり熱い思いがとおりになる。
- 委員長 先日拝見した元東京都教育委員が書かれた本を見ると、それこそ教育委員会の中に図書部長を置いているところがあるということである。それほど図書行政というのは大事なことであり、この報告書に書かれていることは当然と言えば当然であるが、「あるべき姿」であるためいいことばかり、やらなければならないことばかりが並んでいて、今後は、この一つ一つをどうしていくのかという悩みがすぐ後ろに出てくる。

本市の図書館の状況が多摩地区においてすべての面にわたって劣っているという報告があったが、簡単にどうこうなるものでないにせよ、そういう実態の上に立って、いろいろご苦心をいただいていると思う。あるべき姿と言えばこういうふうにならざるを得ないが、実際にはなかなか難しい。例えば、本を揃えることが第一であるが、置く場所がない。今の状況では手づくりでできることぐらいからやる以外にないほど苦労されていると思うが、ぜひそういう状況の中にあっても時代の趨勢からして非常に大事な役割を担っていくわけであり、本市の文化程度を測られるとさえ言えるかと思う。箱がないから入れるものを買うに買えない、買うにしても金がない等の悩みばかりだと思うが、よろしく願いたい。

資料1の12ページの表のところであるが、「東部図書館開館、貸出点数8点の『変』」の次に何が続くのか。

- 図書館長 「貸出点数を8点に変更する」ということである。

- 教育長 従来は何点だったのか。
- 図書館長 5点である。
- 委員長 5点でも多いが、「8点も借りられて、どこに返却してもいい」のはありがたいと思う。
- 図書館長 返却については、おおむね2週間という期限内に返ってくるのが約8割である。遅れても9割以上は返ってくるが、若干、戻ってこないものもある。
- 委員長 アウトソーシングをめぐって、協議会委員は当然ながらいろいろ危惧され、反対もされたと思う。委員の声をこういう形で出していただくと、リアルな形で印象づけられる。ふだん、この協議会にかかわりを持たない人からすると現実感を持って伺えるので、この資料はありがたいと思った。
- 図書館長 なお、資料2であるが、委員が書かれたものについては手直しせず、そのまま掲載している。
- 教育長 資料2を原文どおりに掲載したのは、教育委員さんにお渡しするときに分かりやすいようにするためにという理由が一つ、二つ目は協議会から教育委員に「ぜひそのまま伝えてほしい」という話があったからである。山口先生が最初に書かれているが、「このあり方を出すに当たっては、この意見を必ず出してほしい」というご要望があったため一緒に出させていただいた。
- 教育長 最終的に本日委員にお示しして、ご意見をいただいた上で、これから表に出ていくことになる。表に出ていく前に、協議会としてはこのような意見を持っていたということを経済委員に分かっていただきたいということである。それで、「意見書」については原文のまま出している。
- 委員長 もう一つ大きな問題であるアウトソーシングに対しても、大方は反対ということである。「なぜ東久留米市の図書館はアウトソーシングに適さないのかを印象づけるものにしなないと、他自治体の図書館でもアウトソーシングしている事実を抗し切れない。世間一般そうなっているという論理で押されてしまうぞ」と。だから、東久留米独自の論理をつくれというご意見は、立場はもつともである。しかし、自分の立場を主張するときの理屈として述べられているが、例えば、「市長は図書館は公のものとして、役所がちゃんと責任を持ってやると言ったとか言わなかった」という発言がある。このこととアウトソーシングにすることとは矛盾するという論理である。「アウトソーシングは既にいろいろ行われている。市が市の責任において行っているのであるから、市が直接自分の手でやるかやらないかの違いだけである。民間に依頼しているが最終的に市の責任においてやっているのである」という立場がない限り、民営化の説得はできない。市がスポーツセンターや生涯学習センターの報告で「おおよそ良い」と判断していることは結構だと思うが、教育委員会としては論理をすりかえた形で言ってくるものに対しては厳しくチェックする目を持たなければならない。
- いつも申し上げるように、市民のご意見については十二分に尊重する立場で受けとめるべきではあるが、できることとできないことをきちんと伝えて対応する姿勢を一方で持つことが、より誠実な形で市民に対応することになる。そこでいい加減に妥協することはかえってごまかしになる。われわれは自己点検を行ってきたが、この点検は自分たちに対する厳しい自己批判に立ってやらなければ意味がない。この件は以上にとどめる。続いて、何かあるか。
- 指導室長 資料の「平成22年度 東久留米市確かな学力を図るための調査結果概要」をご覧ください。今年度は4月20日の火曜日に市内中学校の1年生を対象に、国語と数学

について行った。結果は、各問題に対して正答した生徒の割合を得点率として現わしたものである。国語は合計の得点率が東久留米市は72.7%、全国は73.3%である。数学は合計の得点率が東久留米市は64.7%、全国は65.7%である。いずれの教科においても全国平均を若干下回る結果となった。指導室としては結果を各中学校区別に整理して、各小・中学校に既に提供している。各学校では市の学力調査結果、および国や都の調査結果等を参考にして、授業改善推進プランを作成し、指導の改善に努めている。なお、各学校の授業改善推進プランは10月1日を目途に各校のホームページで公開することになっている。

- 委員長 この件は以上にとどめる。ほかに各委員から何かあるか。
- 委員 市議会報告の中の一般質問について伺いたい。二人の議員から大規模改修についての質問があったが、その答弁では3分の1が国庫補助で、残りの70%割が起債、30%が一般会計からの支出なのか。
- 教育長 3億円かかるとした場合、先ず3分の1の1億円が国庫補助となる。残りの75%である1億5,000万円が起債となり、よって残りの5,000万円が一財財源となる。
- 委員 その起債は何年で返すのか。
- 教育長 決まりがあり、何年間も返している。
- 総務課長 長くて30年間というものもある。
- 教育長 この一般財源の裏には東京都の総合交付金も付いているのか。
- 総務課長 そうである。
- 教育部長 5,000万円そのままが一般財源ではなく、東京都から4,000万円ぐらいもらうことになる。
- 委員長 委員が大江戸ダンスで賞をもらったということであるので報告願いたい。
- 委員 市内四つのエリアで東久留米の小・中学生が参加している踊りの団体がある。この「大江戸ダンス」については東京都教育委員会も推奨している。東京都と共催で開催された「大江戸舞祭り」が都庁で9月4日と5日に開催され、東久留米市からは小山小学校のグループと第九小学校のグループ、そして第五小・南町小・南中地域の子どもを中心としたグループ、さらに下里中地域を中心としたグループと一緒に参加し、それぞれ踊りを披露した。その中で第九小学校のグループが金賞になり、楽曲を提供してくださっている古賀政男財団のからの賞を受賞した。その一員に私も加わっていたことを先ほど委員長に報告した。
東京都の中学校や高校のダンス部などが多く参加する中で、東久留米市は小学生を中心に四つのチームが参加した。精神面も重視したダンスということで一生懸命取り組んでいる。声を出してあいさつし、礼儀正しく振る舞おうということもうたっているダンスに、本市の子どもたちが一生懸命汗を流して参加している。地域の大人がそれを引率して指導し、地域ぐるみで支えている良い取り組みだと思っている。
- 委員長 日ごろから委員は熱心に指導されており、まさに子どもたちもそれに応えてこういう形になっている。これは素晴らしいことだと思う。
- 委員 各小・中学校の先生方もお休みにもかかわらず都庁においでいただき、東久留米の学校の温かさというものを感じた。
- 委員長 私からは、社会を明るくする運動の反省会での意見について報告する。社会を明るくする運動の当日は私は都合で参加できず、教育長に出させていただいた。反省会では、「今回は音楽祭として実施したので大変盛況であり、いい形で終わった」という報告があった。全体として、催しそのものについては評価されていた。ついでには来年も同じような形で、予定では7月9日の第2土曜日に同様に進めたいということである。ご意見の中で、「子どもた

ちにとっては出場することが練習の場となるため、学校によっては「もっと出たい」というものもあった。高校にも出てもらったらどうかという意見もあったが時間的に難しいということを含めて、検討課題にするそうである。さらに、会場に入れなかった方にも中の様子が分かるようなモニターなどの設置を考えてほしいという注文も出ていた。

○委員長 最後に、私から一言ごあいさつを添えさせていただきたい。今回、ご意思を受けて委員長を務めさせていただくことになった。この年にして、感情の熱きをいよいよ感じている。私なりにできることがあればと思っており、今後ともよろしくご指導いただきたい。

(午前11時55分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年9月16日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 松本誠一(自署)